

平成19年11月7日

浄化槽関係事業者（保守点検・清掃関係）各位

（社）北海道浄化槽協会

## 小型合併処理浄化槽『清掃記録票』の斡旋販売について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の運営につきましては、格別のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、浄化槽の清掃記録票について、平成19年度より様式が変更されました。清掃記録票の斡旋販売について、社団法人北海道環境保全協会のご協力により、今後、当協会でも取り扱いが可能となりました。

当協会での販売について、下記のように行います。保守点検記録票の購入時に合わせて清掃記録票をお求めいただくことができますので、是非ご活用ください。

### 記

#### 1 清掃記録票の販売

区分	代金（1冊）
北海道環境保全協会会員	1,000 円
北海道環境保全協会の非会員	1,500 円

当協会の会員であっても、環境保全協会の非会員の場合は、1,500 円です。

記録票は、環境保全協会で販売しているものと同じものです。

#### 2 浄化槽『清掃記録票』の様式変更（別紙参照）

平成16年8月16日付け環境省浄化槽推進室長通知（環廃対発第040816001号）による「浄化槽維持管理基準等検討委員会の報告書」において、浄化槽保守点検記録票とあわせて清掃の記録票の新しい様式が示されました。また、平成19年1月15日に札幌で行われた「保守点検・清掃の記録票に関する講習会【開催：（財）日本環境整備教育センター】」では、新たな記録票の様式について説明が行われました。

また、法定検査時に浄化槽管理者において清掃の記録を確認できないケースも見受けられるようです。浄化槽清掃の委託を受けた場合は必ず清掃の記録を浄化槽管理者に交付されますよう宜しく願いいたします。

上記については、今後改訂される予定の「北海道浄化槽指導指針」に掲載される予定です。

販売する清掃記録票は変更されますが、従来の記録票が使用できなくなるものではありません。

以上

地区別協議会資料

## 浄化槽の清掃記録票の交付の徹底について

### 1 清掃記録票の交付の実態

浄化槽の清掃を実施したときに、浄化槽清掃業者は浄化槽管理者に対し記録票を交付しなければならない。(浄化槽法施行規則第5条第2項)

しかし、地域又は清掃業者によっては、必ずしも清掃の記録票が交付されているとは限らない実態がある。

このような実態があることから、まず業者が清掃記録票の交付について再認識する必要がある。

### 2 清掃とは

#### (1) 定義(浄化槽法第2条)

①浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。(第四項)

②浄化槽清掃業 浄化槽の清掃を行う事業をいう。(第八項)

③浄化槽清掃業者 浄化槽法第35条第1項の許可を受けて浄化槽清掃業を営むものをいう。(第九項)

#### (2) 清掃記録票 参考様式として北海道浄化槽指導指針に掲載(必ずしもこれに限らない)

### 3 清掃記録票を交付すべき者

ケース	保守点検業	清掃業	収集運搬業		清掃記録票を浄化槽管理者に交付する者
(1)	A社	A社	A社	⇒	A社
(2)	A社	A社	B社	⇒	A社
(3)	A社	B社	B社	⇒	B社
(4)	A社	B社	C社	⇒	B社

※清掃業の許可を受けた業者が、清掃の記録票を発行する。

※収集運搬業：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく一般廃棄物処理業者

※(3)、(4)で、A社が清掃業を含めて契約している場合は、B社が発行する清掃記録票を添付した報告書を、A社が浄化槽管理者に報告することはあり得る。

### 4 その他

(1) 清掃記録票の販売 (社)北海道環境保全協会で購入、協会で斡旋販売の方針(H19. 4以降)

(2) 講習会 (財)日本環境整備教育センター主催の「保守点検・清掃の記録票に関する講習会」を北海道でも開催する。(H19. 1. 15開催)

# 小型合併処理浄化槽清掃記録票

# 記入例

清掃業者	株式会社 大手環境整備センター		
担当者	小川 淳太郎		
会社住所	東京都墨田区菊川2丁目		
会社電話番号	03-1234-5678		
施設名称 (使用者名等)	令部 好朗	前回の清掃実施日	2003年 4月 1日
建築物用途	戸建て住宅	清掃予定日	2004年 4月 1日
浄化槽管理者 (設置者)	同上	清掃実施日	2004年 4月 1日
ふりがな	あいべ よしお	計画汚泥引抜単位装置	
住所 (地図のページ数)	東京都新宿区市谷四丁目 4 (b-3)	<input checked="" type="checkbox"/> 一次処理装置第1室 <input type="checkbox"/> 一次処理装置第2室以降 <input type="checkbox"/> 接触ばっ気槽 <input type="checkbox"/> 担体流動槽 <input type="checkbox"/> 生物ろ過槽 <input type="checkbox"/> 沈殿槽 <input type="checkbox"/> 処理水槽 <input type="checkbox"/> 消毒槽 <input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> 中継ポンプ槽 <input type="checkbox"/> 流入ポンプ槽 <input type="checkbox"/> 放流ポンプ槽	
電話番号	03-8765-4321	清掃対象単位装置の総容量	1.5 (m <sup>3</sup> )
設置場所  建物南側駐車場	使用車両	<input checked="" type="checkbox"/> バキューム車・ <input type="checkbox"/> 汚泥濃縮車・ <input type="checkbox"/> 汚泥脱水車	
	清掃汚泥量 (搬出汚泥量)	1.6 (m <sup>3</sup> )	
		槽容量に対する 清掃汚泥量      張り水量	
浄化槽のメーカー・型式	東京浄化槽 JEC-ES	中継ポンプ槽・流入ポンプ槽	— % —
処理方式	嫌気ろ床接触ばっ気方式	一次処理装置第1室	100 %    100 %
処理対象人員(人槽)	5 人槽	一次処理装置第2室以降	100 %    100 %
計画日平均汚水量	1 m <sup>3</sup> /日	二次処理装置	— % — %
設置年月日	2002年 4月 1日	放流ポンプ槽	— % —
使用開始年月日	2002年 4月 1日	管渠の洗浄 (方法)	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有 (水道水・高圧洗浄・その他)
中継ポンプ槽・流入ポンプ槽の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	内部設備の変形・破損・漏水	無 ・ 変形 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 破損 ・ 漏水
油脂分離槽の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	異物等の流入	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
放流ポンプ槽の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	清掃汚泥の処分先	城南クリーンセンター
特記事項 (・内部設備の変形破損の状況、全量引抜いた場合の理由等) 嫌気ろ床槽第1室ろ材に多量のティッシュペーパーによる目詰まりが認められました。その洗浄の為、洗浄水量が多くなり清掃汚泥量が多くなりました。以後、ティッシュペーパーは流さないようご検討下さい。また、内部設備に以下の様な異常が僅かに認められました。保守点検業者にご連絡をお願いします。			
保守点検業者への連絡事項 嫌気ろ床槽第1室ろ材に僅かな偏り認められました。応急的にろ材を均等になるように移動させましたので、確認して下さい。			